幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化の主な利用形態の例

［ 3～5歳児が対象 ］

〈 保育所 〉

保育所
認定こども園 2号
（保育所機能）
（保育料）※全員

〈 幼稚園+預かり保育 〉

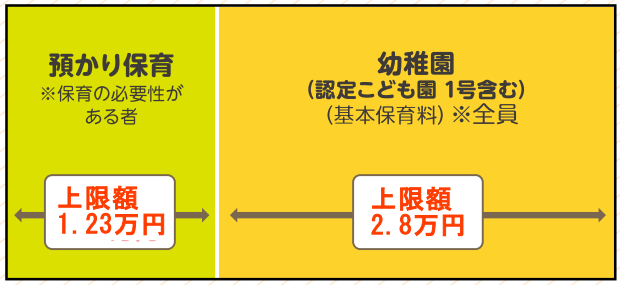

〈 幼稚園+預かり保育+認可外 〉

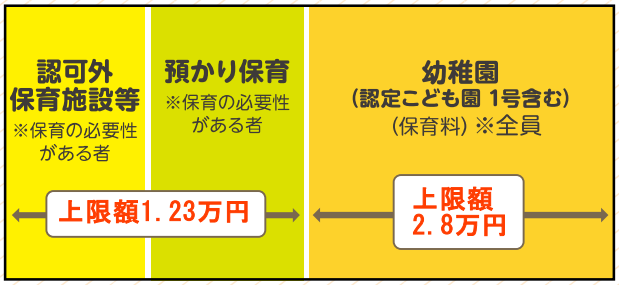

※ このケースは、幼稚園・認定こども園について条件があります

〈 認可外、一時預かり等 〉

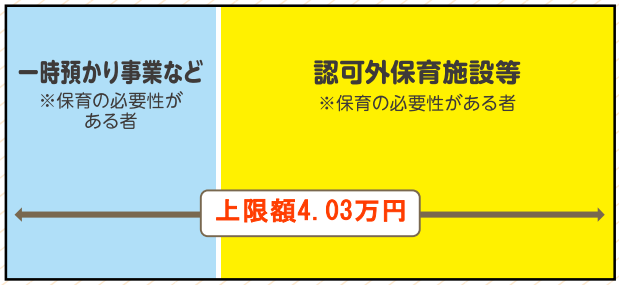

※ 認可外、一時預かり等 単独、複数どちらでも可

（ 認可外保育施設等：認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業など ）

※ 住民税非課税世帯の0歳から2歳までについても無償化の対象となります。（認可外保育施設等の場合、上限額が月額4.57万円まで、幼稚園を利用している場合、預かり保育等の上限額が1.77万円まで無償化対象となります。）

認定に必要な手続き

必要書類

・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
・保育の必要性を証明する書類（就労証明書、母子手帳の写し、在学証明書など）

〈マイナンバーによる情報連携ができなかった場合〉

・所得課税証明書（0～2歳及び満3歳児の住民税非課税世帯、1月1日に霧島市に住所がない方のみ）

提出先及び問い合わせ先

霧島市こども部子育て支援課保育・幼稚園グループ

霧島市役所 別館1階（27番窓口）　**TEL：0995-45-5111**

令和元年10月1日～幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化の制度と必要な手続きは？

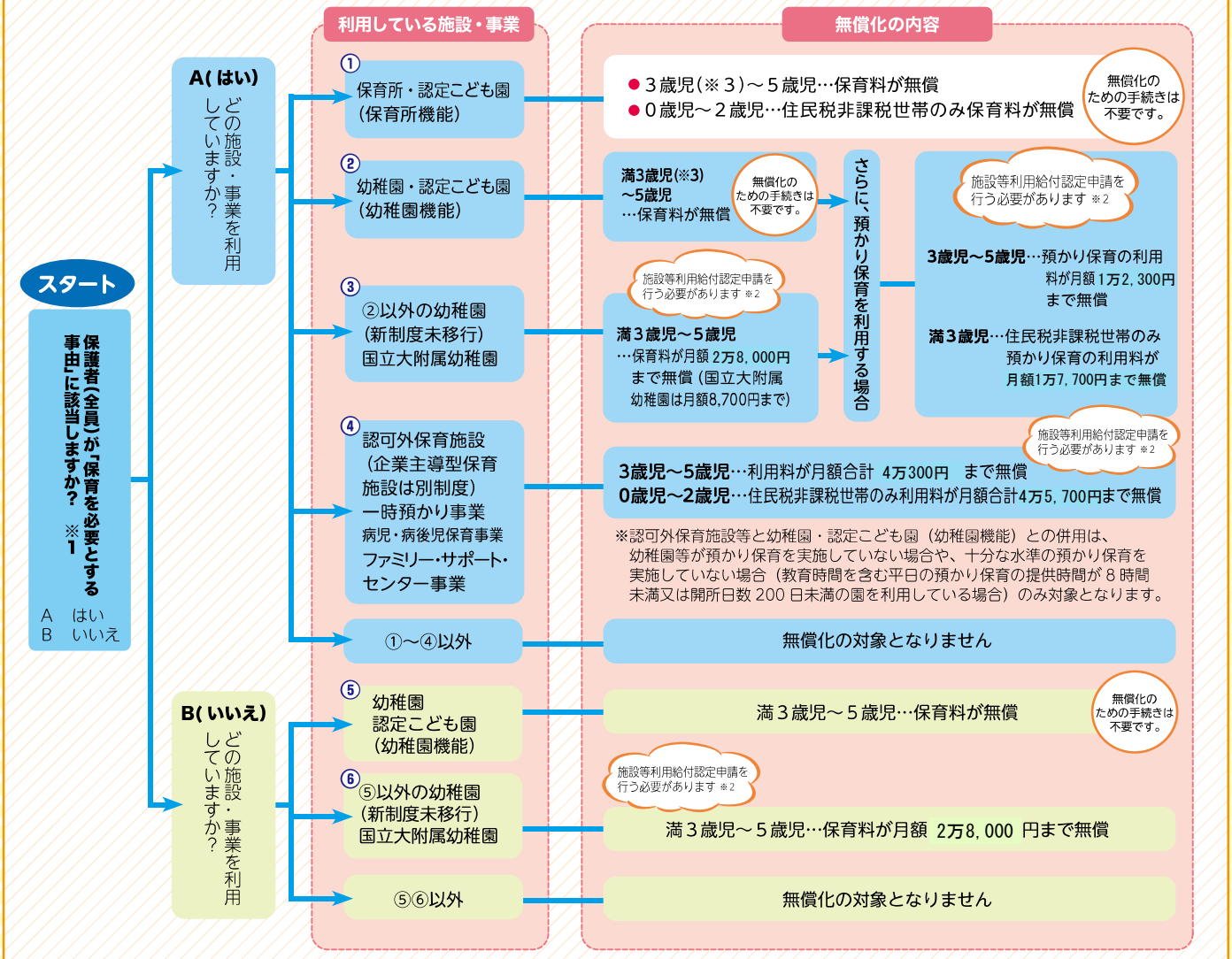

※１「保育を必要とする事由」とは？ … 保護者(全員)が、就労、疾病・障害、妊娠・出産、介護・看護、就学などで保育ができない状態にあることをいいます。

※２ 施設等利用給付認定申請とは？ … 無償化の対象者となるためには、施設等利用給付認定を市から受ける必要があります。

※３ ３歳児と満３歳児の違いは？ … ３歳児…３歳に達する日以後の最初の４月１日～翌年３月 31 日までの子ども
満３歳児…３歳に達する日からその日以後の最初の３月 31 日までの子ども

企業主導型保育施設を利用する方へ

◇ 企業主導型保育施設の保育料も無償化の対象となります。

◇ 企業主導型保育施設をご利用の方は、各事業所への申請や本市への利用報告が必要となります。

◇ 詳しくは、各事業所へお問い合わせください。

もっと詳しく幼児教育・保育の無償化のことを知りたい！

内閣府では、幼児教育・保育の無償化の詳しい制度内容を掲載しています。詳しくは、内閣府子ども・子育て本部ホームページをご覧ください。

幼児教育・保育の無償化について

お問い合わせ先
〒899-4394 国分中央三丁目45番1号　霧島市 子育て支援課 保育･幼稚園グループ
TEL.0995-45-5111（内線2071～2074）

令和元年10月